

岩手県告示第840号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成28年11月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
みどり薬局佐倉河店	奥州市水沢区佐倉河字西幅102番地 2	平成28年 5 月31日
うらべ内科クリニック	下閉伊郡山田町船越第 5 地割12番地 5	”
太陽眼科	一関市千厩町千厩字構井田64番地 4	平成28年 6 月30日
とちのき薬局	北上市大通り三丁目 8 番12号	”
田老調剤薬局	宮古市田老字向新田148番地	平成28年 7 月28日
千葉耳鼻咽喉科・小児科医院	二戸市福岡字八幡下19番地 2	平成28年 7 月31日
山田調剤薬局	下閉伊郡山田町大沢第13地割197番地	平成28年 8 月26日
岩手県立山田病院	下閉伊郡山田町山田第 5 地割66番地 1	平成28年 8 月31日
岩手県立山田病院仮設診療所	下閉伊郡山田町大沢第13地割197番地	”